

社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくること
によって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行
動計画を策定する。

1 計画期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険
諸制度の周知や情報提供を行う。

[対策]

- 平成30年4月～ 広報誌活用による周知
- 平成30年4月～ 制度に関する相談の実施
- 平成30年4月～ 職員採用時における説明
- 平成30年4月～ 園長会等による周知

目標2 所定外労働の削減と年次有給休暇の取得促進を図る。

[対策]

- 平成30年4月～ 広報誌活用による周知
- 平成30年4月～ 所属長による声かけと周囲の職員等のサポート

目標3 出産介護休暇、育児休業、育児時間等を取得しやすくするととも
に、職場復帰しやすい環境作りのための整備を図る。

[対策]

- 平成30年4月～ マニュアルの有効活用と検証

目標4 男性職員の出産介護休暇、育児参加の休暇及び育児休業取得の促
進

[対策]

- 平成30年4月～ 所属長による声かけと周囲の職員等のサポート
- 平成30年4月～ マニュアル冊子の配布と周知